

I N P I T事業再編計画支援事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

独立行政法人工業所有権・研修館 理事長 渡辺 治

I N P I T事業再編計画支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 I N P I T事業再編計画支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成11年法律第201号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 本要綱において、「補助対象者」とは、産競法第34条の2に規定する認定事業再編事業者等である特定中堅企業者（産競法第2条第24項に規定する中堅企業者であって、その成長発展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。以下、「特定中堅企業者」という。）をいう。

2 本要綱において、「補助事業者」とは、第8条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、産競法第23条第1項の事業再編計画の認定を受けた特定中堅企業者に対して、その工業所有権の保護及び利用を図るために必要な検討に要する調査事業等（以下「補助事業」という。）に必要な経費の一部を助成することにより、その認定事業再編計画に基づく取組を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「I N P I T」という。）は、補助事業者が行う本補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象としてI N P I Tが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び上限額は、別紙2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交

付申請書に必要な書類を添えて、I N P I Tに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 申請者又は補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、又は第20条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づきI N P I Tが定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 I N P I Tは、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定の通知、第11条第1項の規定に基づく計画変更の承認、第14条の規定に基づく事故等報告に対する指示、第15条の規定に基づく状況報告の要求、第17条第1項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第20条第3項及び第21条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第20条第2項の規定に基づく返還命令、第21条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令又は同条第3項の規定に基づく加算金の納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第8条 I N P I Tは、第5条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

- 2 第5条第1項の規定による交付申請書がI N P I Tに到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 I N P I Tは、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 I N P I Tは、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもってINPI Tに申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度(補助事業者の決算年度。以下同じ。)の終了後5年間、INPI Tの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3の承認申請書をINPI Tに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 INPI Tは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、見積もりを取得し、当該見積もりの中で、最低価格を提示した者を選定することとする。また、相見積もりを取得できない場合及び最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類を備えることとする。

2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

3 補助事業者は、第1項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、INPI Tの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

4 INPI Tは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求め

ることができるものとし、補助事業者は I N P I T から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を I N P I T の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 I N P I T が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が I N P I T に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、I N P I T は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が I N P I T に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) I N P I T は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) I N P I T は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、I N P I T が行う弁済の効力は、I N P I T が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故等の報告)

第14条 補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を補助事業実施期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故等報告書を I N P I T に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、I N P I T の要求があったときは、速やかに様式第5による状況報告書を作成し、提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業完了期限日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書をINPI Tに提出しなければならない。

2 INPI Tは、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 INPI Tは、前条第1項の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第12条第1項に基づく計画変更の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7により確定された補助金の額を補助事業者に通知するものとする。なお、補助対象物件や帳簿類の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該物件等に係る金額は補助の対象とならない。

2 INPI Tは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による請求書をINPI Tに提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 INPI Tは、補助事業の適切な遂行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助事業者は協力するものとする。

(消費税等仕入控除税額の各知恵に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかにINPI Tに報告しなければならない。

2 INPI Tは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命

ずる。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第21条 INPITは、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づくINPITの決定若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業に対する国（独立行政法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
- (6) 補助事業者が、補助事業完了期限日までに補助事業を完了しなかった場合
- (7) 補助事業者が、第16条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
- (8) 補助事業者が、第23条第1項に定める事業計画進捗状況の報告を行わなかった場合
- (9) 補助事業者が、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

2 INPITは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 INPITは、前項の返還を命ずる場合には、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請を承認した場合、並びに第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(事業計画進捗状況の報告)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度（INPITの事業年度。以下同じ。）の終了後を初回として、以降その認定事業再編計画が終了する年度の終了後まで、様式第10による事業計画進捗状況報告書をINPITに速やかに提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第24条 INPITは、本要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必

要な事項について別に定めるものとする。

- 2 INPITは、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行（適用）する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助対象経費・補助率・上限額)

補 助 事 業		補助率	上限額
補助対象経費の区分	内 容		
事業費	専門家経費、外注費、委託費	1 / 3 以内	1 企業あたり 6 5 0 万円

(様式第1)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

申請者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名 印

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付申請書

I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱（番号。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費及び補助対象経費
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 経費の明細を示す書類
2. 交付申請に必要な書類
3. その他独立行政法人工業所有権情報・研修館が必要と認める書類

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 名

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました I N P I T 事業再編計画支援事業補助金について、I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました I N P I T 事業再編計画支援事業補助交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助事業実施期間は、次のとおりとします。

補助事業の開始日：交付決定日
補助事業完了期限日：年 月 日
4. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
5. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

6. (補助事業者名)は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びI N P I T事業再編計画支援事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いします。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

(様式第3)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金に係る補助事業計画変更（等）承認申請書

I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費及び補助対象経費
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金に係る事故報告書

I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額

円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金に係る状況報告書

I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の収支概要

(様式第6)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金に係る事業実績報告書

I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

1. 実施した補助事業

(1) 補助事業の内容

(2) 重点的に実施した事項

(3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支出

(イ) 総括表

区 分	補 助 事 業 に 要 し た 経 費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付 決定額	実績額
合 計						

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注2) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(様式第7)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 名

I N P I T事業再編計画支援事業補助金に係る補助金額確定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで報告のありました上記補助金については、I N P I T事業再編計画支援事業補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額及び精算額は、次のとおりとします。

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 補助金交付決定額 | 円 (税抜き) |
| 2. 補助金確定額 | 円 (税抜き) |
| 3. 概算払済額 | 円 (税抜き) |
| 4. 精 算 額 | 円 (税抜き) |

(注) 概算払を行い、補助金の返納を求める場合は、「精算額」を「返納額」とします。

(様式第8)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金精算（概算）払請求書

I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求
します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第9)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

I N P I T事業再編計画支援事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第16条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第10)

年 月 日

独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名

令和 年度 I N P I T 事業再編計画支援事業補助金に関する産業競争力強化法第23条の規定に基づく
事業再編計画に係る事業計画進捗状況報告書

年月日付けで補助金額の確定がなされた上記の補助事業に関し、産業競争力強化法第23条の規定に基づく事業再編計画に係る進捗の状況等について、I N P I T 事業再編計画支援事業補助金交付要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業計画名

2. 補助事業に関する認定事業再編計画の進捗状況

計画申請時の実施事項	評価	進捗状況

(注) 評価欄は下記の記号をそれぞれ記入すること。また、評価を△若しくは×とした場合は、当該評価に至った理由及び今後の改善方針を、未着手の場合は、着手予定時期を記載すること。

評価 ◎計画通り実行できた ○ほぼ計画通り実行できた △実行したが不十分
×ほとんど実行できなかった ー未着手